

重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設の目的及び運営の方針

○施設の概要

名称：おおぞら保育園

所在地：鹿児島県鹿児島市草牟田1丁目15番60号

○目的

- 1 本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
- 2 本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

○運営の方針

子どもたちを育てる基本に真宗保育（生きとし生きる全てのものに等しく障りのない、自由で平等な「いのち」を見いだしていくこと）を創立の精神とし、「ともに生き ともに育ち合う」保育を実践していく。

子どもの感情を育てる中で、家庭と保育園の役割はそれぞれにあり、愛着形成や子どもたちの情緒の安定等、当法人では保護者のお仕事がお休みで、保育の必要性が無い時には保育園をお休みして家庭での時間を作ることを推奨している。

また本園は、一般社団法人 鹿児島市保育園協会へ加盟している認可保育園であり、協会が推奨している保育園の適正利用に則って運営する。（※適正利用については別紙参照）

2. 提供する保育の内容

○保育内容

本園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（平成27条第1項に規程する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規程する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 一時預かり事業

保護者が、病気や出産、家族の看護などで、緊急に保護が必要とされる子どもに対して一時的に保育を実施する。(現在、実施を検討しております。)

3. 職員の職種、員数及び職務内容

職名	職務の内容	職員数
園長	保育所の運営管理全般と、職員の指揮監督、会計管理	1名
主任及び副主任	入所児の保育業務と保護者との連絡調整、相談苦情の窓口、職員の育成	2名程度
保育士	入所児の保育・教育全般、遊具の安全点検	10名程度
栄養士	給食調理業務の監督、献立表の作成整理	1名
事務員	事務業務に従事する。	1名
調理員	給食調理義務、炊具食器の整備保管	2名
嘱託医 (内科・歯科)	入所児の健康診断、入所児並びに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導	2名

職員は、職員配置基準を下回らない人数とする。 ※若干名変動する場合あり。

4. 保育を行う日及び時間等

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	一時預かり	休園日
月曜日～ 土曜日	7時～18時	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	18:00～19:00	9:00～17:00 (平日のみ)	◎日曜日、祝日 ◎12月29日～ 1月3日 (年末年始休業) ◎年度末又は新 年度の間で1日 (新年度準備)

5. 保護者の負担について

○本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用負担額（保育料）を支払うものとする。

○本園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

○本園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(1) 一時保育料 (1人あたり)

	4時間以内	4～8時間
0歳児	1,500円	3,000円
1～5歳児	1,100円	2,200円

(現在、実施を検討しております)

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間の時間外保育料 (1人あたり)

日割	300円
月極	3,000円

※閉園時間は19時となっています。やむを得ず19時を過ぎた場合は 10分につき300円/1人

※保育短時間認定の方で、やむを得ず利用される方は職員へお尋ねください。

※緊急時などはこの限りではありません。

(3) 被服費 ※価格は前後する事があります。

帽子	1,200円
体操服(上)	3,850円
体操服(下)	3,300円

(4) 白飯代

0～2歳児	徴収なし
3～5歳児	毎月500円

(5) 副食費

0～2歳児	徴収なし
3～5歳児	毎月4,500円

(6) 月刊絵本代

0～5歳児	毎月420円
-------	--------

(7) 保険料 (日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度)

0～5歳児	年間260円程度
-------	----------

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒、ガス等による中毒、熱中症、溺水、異物の嚥下又は迷入による疾病、漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾病、負傷による疾病)		・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）		障害見舞金 4,000万円～88万円（通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円（通学(園)中の場合1,500万円)
	突	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円（通学(園)中の場合1,500万円)
	然死	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円（通学(園)中の場合も同額)

*日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の案内より抜粋（学校=園と読み替えるものとする）

(8) その他、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものについて、園長が定める金額を徴収する

6.利用定員について

○本園の法第31条第1項の利用定員は50名とし、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。

- (1) 法第19条第1項第2号に規定する子ども（以下「2号認定子ども」という。 26人
- (2) 法第19条第1項第3号に規定する子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち満1歳以上の子ども 18人
- (3) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 6人

7.利用の開始及び終了に関する事項等

- 本園は、鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。
- 当該市町村に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、当該市町村が指定する入所申込書に必要事項を記載し、当該市町村に申し込むものとする。
- 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき。
 - (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。
- 保育の提供により事故が発生した場合は、当該市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- 本園は、上記の具体的計画の内容について、職員並びに園児及びその保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
- 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。
- 本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。
- 管轄する消防署、警察署等の関係機関の名称
 - 鹿児島市西消防署 (099-254-0119)
 - 鹿児島西警察署 (099-285-0110)

○緊急時の保護者への連絡方法

緊急連絡表により電話連絡又は緊急メールの発信を行う

○避難場所

【火災】草牟田公園に避難し保育士が保護者へ直接引き渡す

【地震】草牟田公園に避難し保育士が保護者へ直接引き渡す

【津波】草牟田公園又は草牟田小学校に避難し保育士が保護者へ直接引き渡す

【洪水】草牟田公園又は当園2階の部屋に避難し保育士が保護者へ直接引き渡す

9.保育内容に関する相談・要望・苦情

受付責任者	施設長
受付担当者	保育士
第三者委員	下松 正一 (肩書) 民生委員児童委員 (連絡先) 099-227-7522
	青木 一泰 (肩書) 税理士法人ブラウ 税理士 (連絡先) 099-226-1760
	赤塚 幸士郎 (肩書) 玉里団地保育園園長 (連絡先) 099-229-1236
行政相談員	西 洋介 (肩書) 行政書士 (連絡先) 099-222-3624
受付方法	苦情・相談受付実施要項に基づき、当園設置の記入用紙に記入し「意見箱」に投函又は担当者へ直接ご相談下さい。

10.守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。また、マイナンバー等、重要事項を記載された書類は保育園ではお預かりできない場合がありますのでご了承ください。

11.保護者の皆様へお願い

登園前の体調観察、登園後の体調急変について

○登園前の子どもに次のような症状が見られた場合は、できるだけ登園を控え、医師の診療をお願いします。(別表1)

また登園後、保育中においても体調の急変等見られた場合は保護者様へご連絡の上、然るべき処置を取らせていただきます。

感染症にかかった場合

- 自宅または保育園で発熱、嘔吐、下痢、その他の感染症の疑いがある場合、必ず早急にかかりつけ病院を受診してください。
- 診療後、登園を控えるように指導された場合は、子どもの安静のために、また他の子どもへの感染を防ぐためにも自宅療養をお願いします。

○感染症にかかった場合は医師の診断や厚労省保育所における感染症対策ガイドラインが示している療養期間等を参考に自宅療養してください。また病後の登園については登園届(別表2)の提出が必要となりますので必ず記入して登園をお願いします。

※別表2についてはコピーしてお使いください。

- 登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であり普段の食事が取れることが基準です。医師が登園を許可し、症状が治っても普段の様子と異なり、保育、教育を受けることが困難な場合は、保護者の方と話し合いの上、登園の自粛をお願いする場合があります。

その他

- 保育園からご連絡後、ご家族がどうしてもお迎えに行けない場合、ファミリーサポートセンターやベビーシッター、等もご利用下さい。
- 保育園では医療措置を行うことが出来ません。もし解熱剤や投薬が必要な場合は病児保育施設もご利用下さい。
- 保育中に38℃以上の発熱が確認された際は、集団生活が難しい為、お迎えのご連絡をさせて頂きます。
また熱がない場合でも、全身状態が悪く保育に無理があると思われる際は、お迎えのご連絡を致します。(解熱剤・座薬を使用しての登園はできません。)
- 下痢や嘔吐は体力を消耗し、脱水症状を起こすこともあります。また、風邪による下痢、嘔吐は感染力が強い為、他児への感染を防ぐ意味でも症状が治るまでは家庭で静養しましょう。
- 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は、保育士にお知らせください。

12. .土曜日共同保育に関する特別な事項

- 実施施設(土曜日共同保育を受け入れる保育所)
名 称：大覚寺保育園
所在地：鹿児島県鹿児島市草牟田1丁目14番10号
- 依頼施設(土曜日共同保育を依頼する保育所)
名 称：おおぞら保育園
- 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

本園は、子どもの保育状況等（疾患、アレルギー等に関する情報を含む）を、土曜日共同保育を実施のため実施施設へ提供するにあたり、実施施設での情報管理を徹底させるものとする。

実施施設において、個人情報土曜日共同保育の実施にのみ使用させ、また、土曜日共同保育廃止後は、当該情報を消去させるものとする。

○非常災害対策

災害時の人員体制、指揮系統、備蓄品、職員等の連絡先等について実施施設と協議をし、土曜日共同保育実施中の非常災害対策計画を作成する。

○協議

土曜日共同保育の安全対策、責任体制、費用負担、職員配置等については、実施施設との間で協議をして合意をする。

○土曜日共同保育を依頼施設にて行う場合

実施施設にて特別な事由（感染症等の発生や冷房設備の故障など）の発生や、発生する可能性により、土曜日共同保育を実施施設で行うことが望ましくない状況となった場合は、本園の判断により、依頼施設において土曜日共同保育を行うことがある。

